

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月間、最長9ヶ月間、家賃相当額を支給。



令和3年1月1日以降※

最長で **12か月まで**延長することが可能になります
※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限ります

申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、
以下の求職活動を行う方が対象となります。

※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります

- ・ 支援プランに沿った活動
（家計の改善、職業訓練等）
- ・ ハローワークへの求職申込
- ・ 月に2回のハローワークでの職業相談
- ・ 週に1回の企業等への応募、面接

※活動は離職等・休業の方ともに原則必要です。これらの活動・手続を怠ると、給付が中止されることがありますので、ご注意ください。

期間中の状況報告をしましょう

受給中は、月に1回、求職活動等状況報告書を自立相談支援窓口へ提出して下さい。

就職がきまったら／本業が復調したら

自立相談支援窓口へ連絡をしましょう。
※常用就職後の収入を確認するまで、給付金は中止しません。

注) 常用就職後に自己の責に帰さない理由で解雇された場合は、住居確保給付金を再支給することができる場合があります。

詳しい支給要件等は社会福祉法人 海南省社会福祉協議会
自立相談支援窓口まで

住所：海南省日方1519-10

電話：073-494-4005

メール：hth@kainanshisyakyo.com

厚生労働省住居確保給付金特設サイト、コールセンター

0120-23-5572 (9:00~21:00)

※土日祝、年末年始も開設しています

スマートフォン・タブレットはこちらから→

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>

